

（総則）

- 第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に基づいて、甲の指定期日までに物品を納入しなければならない。
- 2 乙は、この契約について仕様書等に明示していない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の職員の指示に従い乙の負担で履行しなければならない。
- 3 乙は、指定期日に物品を納入することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なくその理由及び影響日数等を明記した書類を届け出なければならない。
- 4 乙は、物品の納入当たり、充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。
- 5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに物品を納入することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めるときは、これを承認することができる。

（納入）

第2条 乙は、物品の納入とともに本区の定める納品書を提出しなければならない。なお、現に納入した物品は、甲の許可なく、これを引き取ることができない。

（検査）

- 第3条 納入物品は、甲の定める検査に合格したものでなければならない。この場合において、当該検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗き損したものは、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。
- 2 前項の検査は、納品後10日以内に行うものとする。
- 3 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。
- 4 検査に合格しないとき、乙は遅滞なく物品を引き取り、速やかに代品の納入又は手直しをしなければならない。
- 5 前項の規定の適用については、甲は1回限り、日時を指定して、引換え又は手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該引換え又は手直しが終了したとき、再び甲にその旨届け出て、その検査を受けなければならないものとし、検査に着手する期間は第2項の規定を準用する。
- 6 第4項の規定にかかわらず、その不良の程度が軽微であり甲が使用上支障ないと認めるときは、不良の程度により契約金額を減額し、これを採用することができる。

（危険負担）

第4条 物品の所有権は検査に合格したときに、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。ただし、天災事変その他避けることのできない非常事変又は甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

- 第5条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、代品の納品、物品の補修又は部品の交換による履行の追完を請求することができる。
- 2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、乙に対し、契約不適合に応じた物品の代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。
- 3 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲による損害賠償請求及び第9条第1項による解除権の行使を妨げない。

（請求及び支払い）

第6条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。

2 前項の規定による支払いが期限又は期間内に終了しないときは、甲は法定の遅延利息を支払うものとする。

（遅延違約金）

- 第7条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額（閏年も365日として計算する）を違約金として、甲に納付するものとする。ただし、その違約金の額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 2 第3条第5項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。
- 3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。

（変更等）

- 第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は納入の中止をすることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価に基づき算定するものとし、当該算定額を甲が不当と認めるとき、又は期間又は期限を伸縮する必要があるときは、甲が適当と認める額又は期間若しくは期限によるものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。
- 4 乙は、第1項の中止期間が引き続き3箇月以上に及ぶときは、甲と協議のうえ契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。
- 5 前2項の場合において、甲は乙の請求により既納品の代金を支払うものとする。この場合における請求及び支払いについては、第6条の規定を準用する。
- 6 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、当該契約金額を変更することができる。
- 7 第1項から第5項までの規定は、甲が第5条に基づく契約不適合責任の追及として、履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使を行う場合は、適用しない。

（甲による契約解除）

第9条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により期間又は期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の解除を申し出たとき。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するとき。
- (4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。

（損害賠償）

- 第10条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。

（相殺）

第11条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。

（権利義務の譲渡又は担保の禁止）

第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（秘密保持）

- 第13条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

（疑義の協議）

第14条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。

（法令遵守）

第15条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。